

# 令和4年度 介護保険負担限度額認定更新のご案内

介護保険制度には、施設入所及び短期入所を利用される方を対象に、食費・部屋代の負担を軽減する制度があります。この減額制度を受けるためには、あらかじめ市へ申請し、交付された「介護保険負担限度額認定証」を利用する事業所等に提示する必要があります。

既に認定証をお持ちの方は、有効期限が令和4年7月31日までとなっています。

令和4年8月1日以降も引き続きこの減額制度を受けるためには、更新申請の手続きをしていただき、その後交付された新たな認定証を、利用する事業所等に提示する必要があります。

## 対象となる人

※次の両方を満たす人

- ・世帯全員および配偶者が市町村民税非課税であること
- ・預貯金等の資産が、利用者負担段階ごとに以下の基準を超えていないこと

利用者負担段階	対象者	預貯金等の資産額 (単身)	預貯金等の資産額 (夫婦)
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	「公的年金収入金額（障害年金、遺族年金を含む）」と「その他の合計所得金額」の合計が、年間80万円以下の人	650万円以下	1,650万円以下
第3段階 —①	「公的年金収入金額（障害年金、遺族年金を含む）」と「その他の合計所得金額」の合計が、 <u>年間80万円を超え120万円以下</u> の人	550万円以下	1,550万円以下
第3段階 —②	「公的年金収入金額（障害年金、遺族年金を含む）」と「その他の合計所得金額」の合計が、 <u>年間120万円を超える</u> 人	500万円以下	1,500万円以下

## 申請に必要なもの

次の①から⑤（または①から③）の書類をご用意ください。

① 介護保険負担限度額認定申請書、同意書（裏面）

② 預貯金等の資産の額がわかる書類の写し ※配偶者がいる場合には、配偶者の書類も必要です。

◆預貯金等の資産の対象となるもの◆ ※生活保護受給中の方は②の書類は不要です。

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
<b>預貯金</b> (普通・定期・積立) ※普通預金に付随した定期預金の他、定期証書、積立通帳もご用意ください。	<b>通帳の写し</b> (使用の有無に関わらず、解約していない通帳を複数お持ちの場合は、 <b>すべて</b> ご用意ください。) ① 「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人様のお名前がわかるページ（通帳を1枚めくったページ）」 <b>※通帳の表紙ではありません。</b> ② 「最終残高のページ（申請日から2か月以内）」の写しが必要です。 なお、年金が振込されている通帳は、年金受給状況の確認のため、「 <b>年金振込（国民年金基金、企業年金連合会含む）のわかるページ</b> 」の写しも添付をお願いいたします。 ※申請日から2か月以内に多額の出金がある場合、年金の振り込みが確認できない場合など、詳細を確認することがあります。
<b>有価証券</b> (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ※出資金、積立金も含まれます。（金融機関などからの通知をご持参ください）
<b>金・銀</b> （積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
<b>投資信託</b>	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
<b>タンス預金</b> （現金）	自己申告
<b>負債</b> （借入金・住宅ローン等）	借用証書（貸付額、返済期日等が記載され、署名・捺印がある金銭消費貸借契約書など負債額を確認できる書面）

裏面もご確認ください

### ③ 窓口に来られる方の身元を確認できる書類（官公署等から発行されたもの）

マイナンバーカード、運転免許証など顔写真のあるもの1点

お持ちでない場合は、介護保険証＋医療保険証など所定の書類を2つ以上

#### 【個人番号の記載ができない場合】

個人番号の記載が難しい場合や、本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており代理権の授与が困難な場合は、申請書に個人番号の記載をせずに申請することができます。この場合、申請手続き時の身元確認書類について、③は1点のみ、次の④・⑤の書類は不要です。

### ④ 本人の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類

### ⑤ 代理人が申請される場合は、代理権の確認書類

委任状または本人の介護保険証、医療保険証など官公署から本人に対し一に限り発行・発給された書類

ご来庁されることが難しい場合については、郵送での手続きも受付します。

その場合、申請書類にご記入の上、身元確認書類の写しを同封されてください。

## 利用者負担段階と負担限度額（日額）

利用者負担段階	対象者	部屋代				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	
第2段階	「公的年金収入金額（障害年金、遺族年金を含む）」と「その他の合計所得金額」の合計が、年間80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 - ①	「公的年金収入金額（障害年金、遺族年金を含む）」と「その他の合計所得金額」の合計が、 <b>年間80万円を超え120万円以下</b> の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 - ②	「公的年金収入金額（障害年金、遺族年金を含む）」と「その他の合計所得金額」の合計が、 <b>年間120万円を超える</b> 人					1,360円	1,300円
第4段階 (非該当)	対象となる要件を満たさない人	負担限度額なし					

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※本人又は配偶者等が課税されているために第4段階となる場合、一方が施設入所による食費・居住費を負担することでもう一方の在宅での生計が困難になるような場合は、特例減額制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

高齢者支援課 介護給付・保険料担当

☎0834-22-8467

【申請窓口】 周南市役所 高齢者支援課・各総合支所・各支所